

令和8年10月25日執行福島県議会議員補欠選挙 (福島市選挙区・郡山市選挙区・いわき市選挙区)

公 費 負 担 の 手 引 き

目 次

1	公費負担の対象と限度額・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	公費負担手続図・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	公費負担手続について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	記載例参照頁一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	10
5	各種様式記載例	
	(1) 契約届出書・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	(2) 確認申請書・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	(3) 確認書・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	(4) 証明書・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	(5) 請求書・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	(6) 契約書見本・・・・・・・・・・・・・・・・	44

この手引きは、候補者の選挙運動費用の一部を「福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年3月29日福島県条例第13号）」の規定に基づき公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続等を説明し、併せて届出に必要な用紙の記載例を示したものです。

候補者及び候補者と契約を締結した契約業者等は、この手引きの説明により間違いのないように手続きをしてください。

（注）この公費負担経費は、候補者が供託物を没収された場合には請求することができませんので、御留意ください。

福島県選挙管理委員会

1 公費負担の対象と限度額

区 分	公 費 負 担 の 限 度 額
1 選挙運動用自動車の使用 ※ 同一の日にについて(1)と(2)の方式の契約をした場合には、候補者は、当該の日においていずれかの方式を指定しななければならない。	(1) 一般運送契約の場合（ハイヤー方式） 自動車1台について選挙運動用自動車として使用された各1日につき契約により支払うべき金額（限度額 64,500円）× 使用日数（限度：立候補届出の日から選挙期日の前日までの日数の範囲内での実際の使用日数 [選挙運動期間:9日間] ） ※参考 64,500円 × 9日 = 580,500円 (2) (1)の一般運送契約以外の契約（レンタル方式） ① 自動車の借入契約 自動車1台について選挙運動用自動車として使用された各1日につき、契約により支払うべき金額（限度額 16,100円）× 使用日数 [選挙運動期間:9日間] ） ※参考 16,100円 × 9日 = 144,900円 ② 自動車の燃料供給契約 候補者の選挙運動用自動車ごとに契約により供給した燃料の代金。ただし、県選挙管理委員会が確認したもの（確認限度額 7,700円）× 立候補届出の日から選挙期日の前日までの日数の範囲内 [選挙運動期間：9日間] ） ※参考 7,700円 × 9日 = 69,300円 ③ 自動車の運転手の雇用契約 自動車の運転手1人について運転業務に従事した各1日につき契約により支払うべき金額（限度額 12,500円）× 運転業務従事日数（限度：立候補届出の日から選挙期日の前日までの範囲内での実際の従事日数 [選挙運動期間:9日間] ） ※参考 12,500円 × 9日 = 112,500円 注意： 候補者と生計を一にする親族との間で契約した場合には、これらの親族が自動車の賃貸、燃料販売、自動車運転を業として行っている者に限る。
2 選挙運動用ビラの作成	契約によるビラ1枚の作成単価（限度額：8円38銭）×作成枚数 16,000枚〔2種類以内〕の範囲内であることにつき県選挙管理委員会が確認したものに限られる。） ※参考 16,000枚 × 8円38銭 = 134,080円

1 公費負担の対象と限度額（続き）

区 分	公 費 負 担 の 限 度 額
3 選挙運動用ポスターの作成	契約によるポスター－1枚当たりの作成単価（限度額：下記参照）×作成枚数（限度：当該選挙区におけるポスター掲示場数の2倍の範囲内であることにつき県選挙管理委員会が確認したものに限られる） 【限度単価の計算式】 (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下の場合 $\frac{316,250\text{円} + 586\text{円} \times 88\text{銭}}{\text{ポスター掲示場数}} \times \text{ポスター掲示場数} \quad (\text{1円未満の端数は切上げ})$ 参考： 福島市選挙区 福島県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場数（予定） … <u>417</u> か所 … 参考単価 <u>1,346円</u> (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 $\frac{609,690\text{円} + 30\text{円} \times 73\text{銭}}{\text{ポスター掲示場数}} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500\text{枚})$ 参考： 郡山市選挙区 福島県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場数（予定） … <u>621</u> か所 … 参考単価 <u>988円</u> 参考： いわき市選挙区 福島県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場数（予定） … <u>575</u> か所 … 参考単価 <u>1,065円</u>

※ これらの選挙公営は、供託物が県に帰属することとならない場合に限られる。

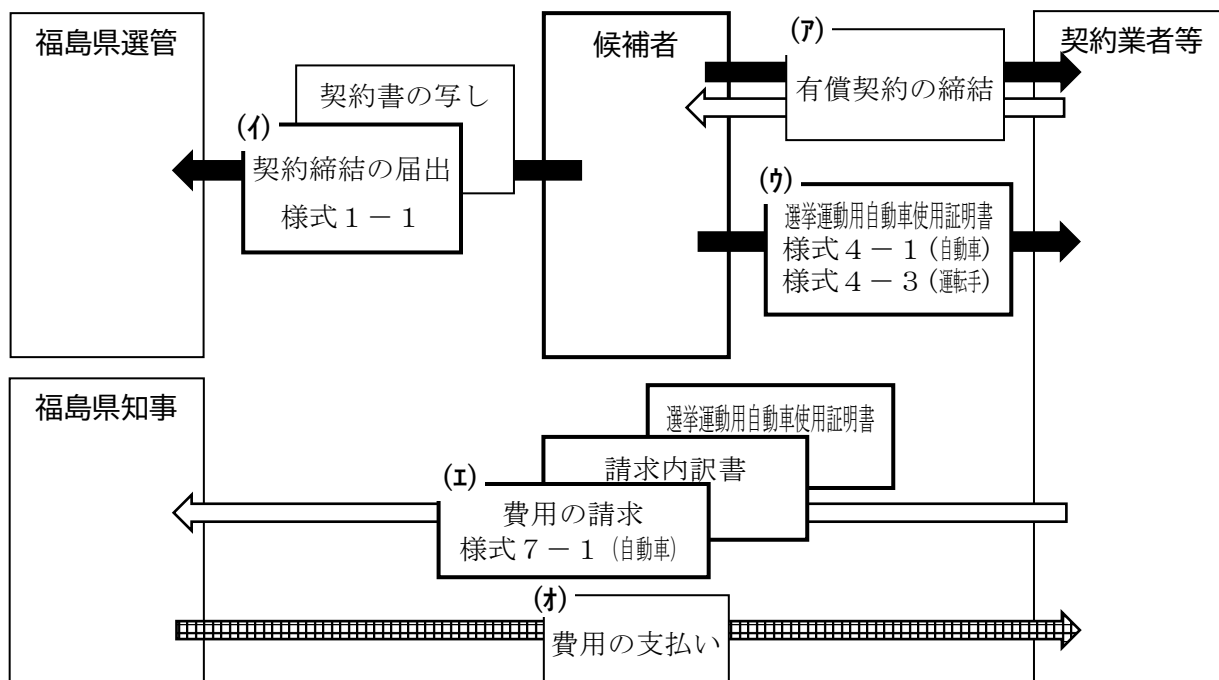
〔参考〕 供託物が没収される場合（得票数が供託物没収点に達しないとき）

$$\text{供託物没収点} = \frac{\text{有効投票総数}}{\text{当該選挙区の議定数}} \times \frac{1}{10}$$

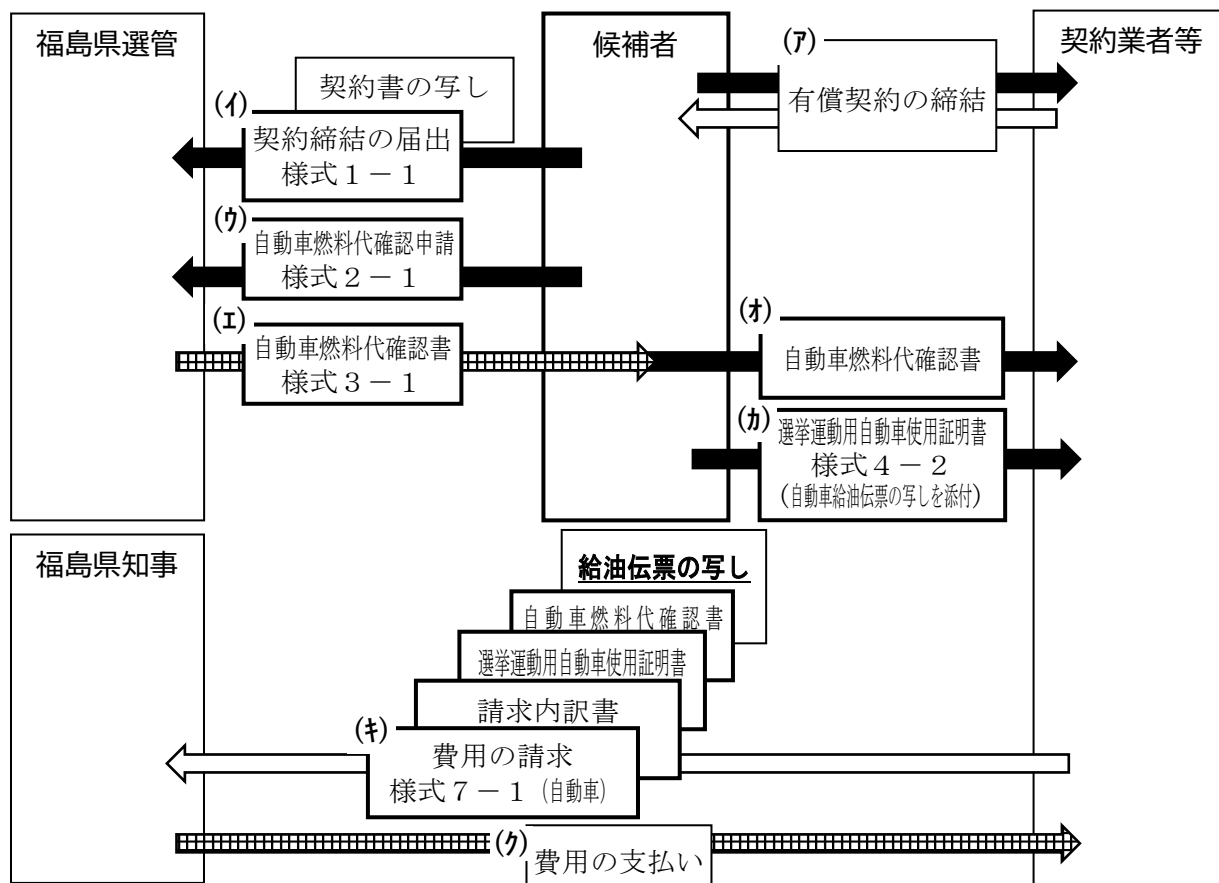
2 公費負担手続図

(1) 選挙運動用自動車の使用の公営

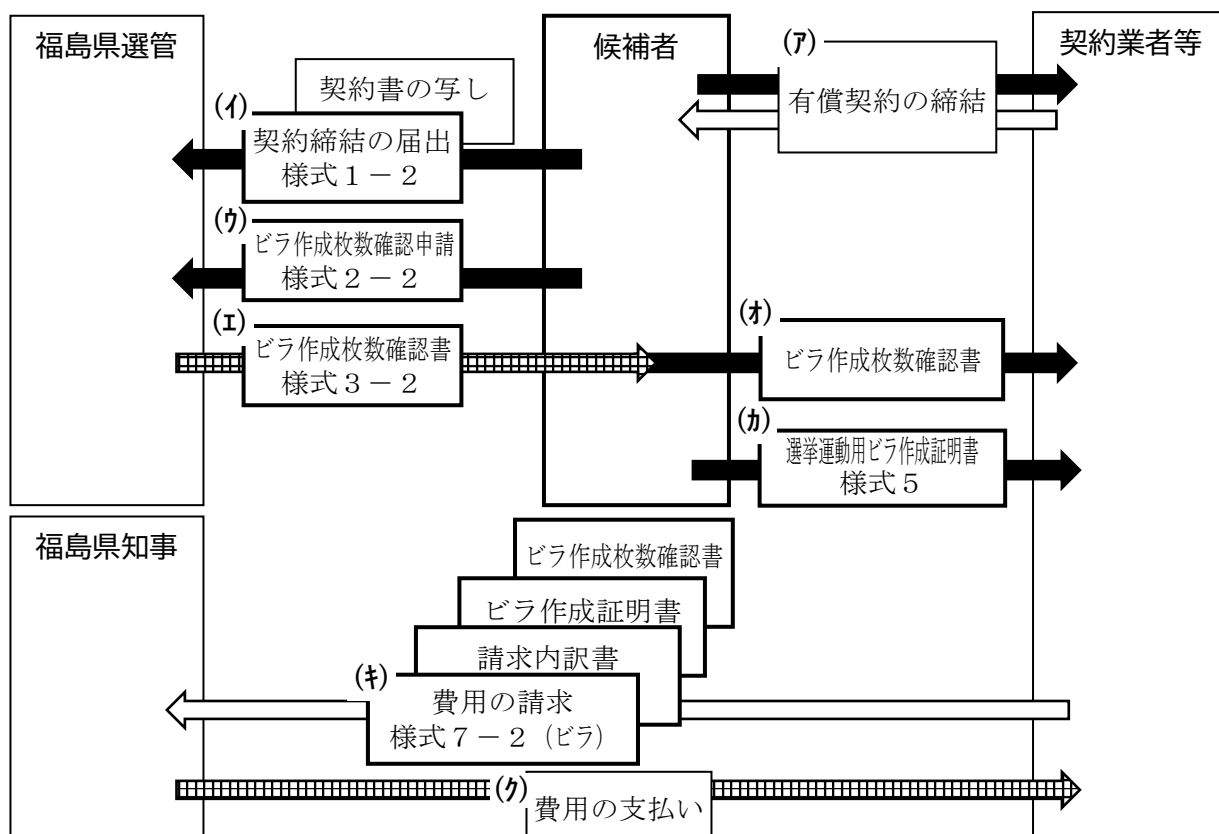
① ハイヤー方式及びレンタル方式（自動車の借入、運転手の雇用）の場合



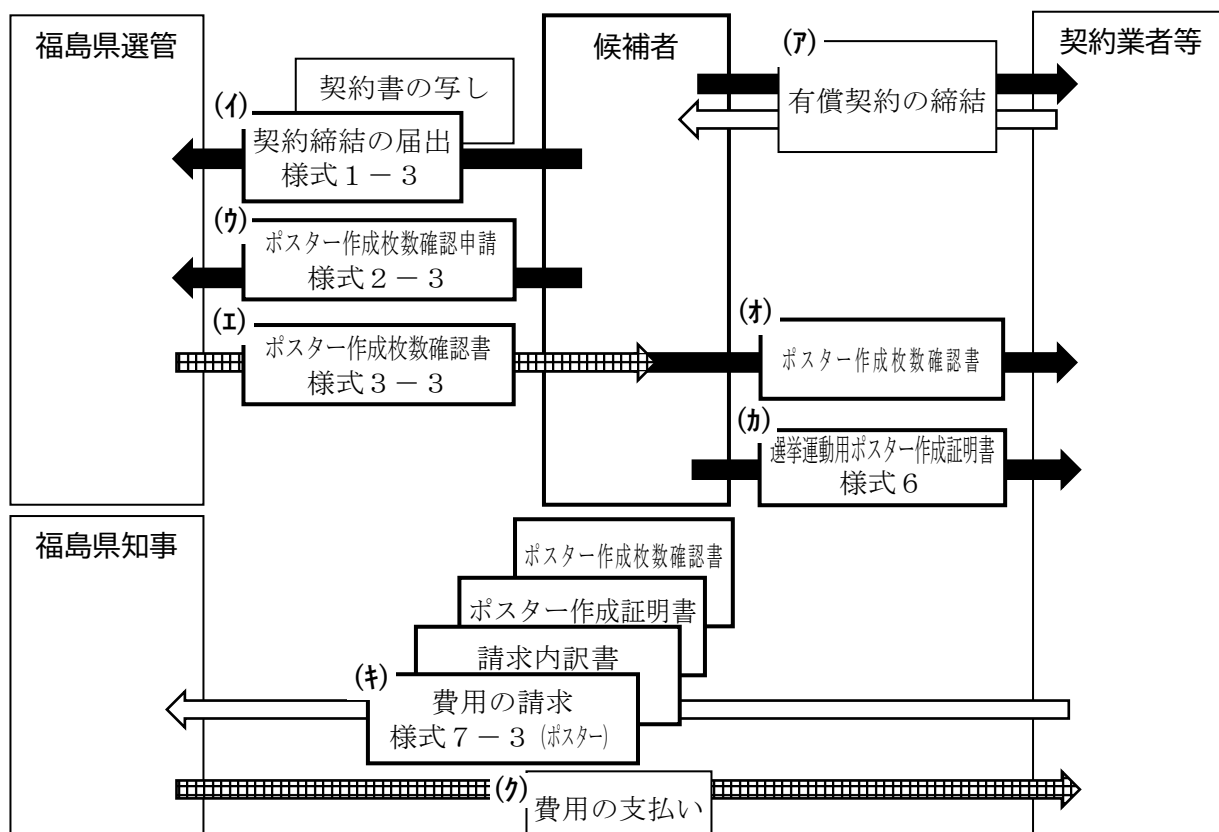
② レンタル方式（燃料の供給）の場合



(2) 選挙運動用ビラの作成の公営



(3) 選挙運動用ポスターの作成の公営



3 公費負担手続について

この制度は、福島県議会議員の選挙に関して、候補者と契約業者との間で交わされた各有償契約（選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及びポスターの作成）について、条例で定められた限度の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、福島県が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

1 契約締結の届出

- (1) この制度の適用を受けようとする候補者は各契約を締結後、県選挙管理委員会（各地方事務局）にその届出をしなければなりません。

ア 選挙運動用自動車の使用「様式1-1」

選挙運動用自動車の使用については「一般運送契約」と「一般運送契約以外の契約」があり、候補者が選択することになります。（同一の日に2つの方式の契約をした場合には、候補者が指定するいずれかの方式が公費負担の対象となります。）

いずれの場合も、契約ごとに締結の届出をしてください。

「一般運送契約」は、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約であり、国土交通大臣から認可を受けているタクシー・ハイヤー等の借り上げ契約が該当します。

この場合は、車両、燃料代及び運転手の全てを含む契約となります。

「一般運送契約以外の契約」とは、「①自動車の借入れ」、「②燃料の供給」、「③運転手の雇用」のそれぞれの契約をいいます。

- ・「一般運送契約以外の契約」の場合は、契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限られます。
- ・「①自動車の借入れ」について、同一の日に2台以上使用した場合には、候補者が指定するいずれか1台が公費負担の対象となります。

また、選挙運動用自動車本体の借入れ金額のみが公費負担の対象となり、アンプ、スピーカー等のレンタル代や任意保険料などの付帯料金等については、公費負担の対象なりません。

なお、選挙運動用自動車本体の借入れ代金と放送設備等の自動車本体以外の代金とを合算したパック料金による契約の場合は、選挙運動用自動車本体と本体以外の代金が明示された契約が必要になります。

- ・「①自動車の借入れ」について、公費負担制度上、レンタカー業者に限定はしていませんが、道路運送法80条にて「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない」と規定されているため、当該許可を受けていない者と契約する場合、貸主の状況（例えば複数の様々な人に有償で貸渡しをしているなど）によっては、道路運送法に抵触する恐れがありますので、事前に東北運輸局福島運輸支局(024-546-0345)へ確認願います。
- ・「②燃料の供給」について、選挙運動用自動車（燃料代）契約に係る届出書の「契約内容」には、自動車登録番号又は車両番号の記載が、「備考」欄には、単価契約をした場合の契約単価の記載が義務づけられておりますのでご注意願います。
- ・「③運転手の雇用」について、同一の日に2人以上の運転手が雇用される場合は、候補者が指定するいずれか1人が公費負担の対象となります。

イ ビラ作成「様式１－２」

ウ ポスター作成「様式１－３」

契約の相手方は、それぞれビラ又はポスターの作成を業とする者に限られます。

また、それぞれの契約ごとに締結の届出をしてください。

(2) 契約書等（写）の添付

公費負担の対象となるのは、有償契約に限られます。

届出書を提出する際は、契約書写しを各契約の届出書に添付してください。

契約書の内容は、「有償契約であり、契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額等のほか、候補者と契約業者等の契約意思が書面上明示されていること」が必要です。

契約書については、既存の契約書様式がある場合は、「有償契約であり、契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額等のほか、候補者と契約業者等の契約意思が明示」されていれば、既存の契約書を使用しても結構です。

(3) 届出の時期

立候補の届出前に契約を締結した場合には「**立候補届出時**」に、立候補の届出後に契約を締結した場合には、「**契約締結後直ち**」に届け出てください。

2 確認申請

- (1) 以下の契約については、公費負担の対象となるかどうかを確認するため、「確認申請」が必要となります。

ア 一般運送契約以外の選挙運動用自動車の使用（燃料）「様式２－１」

※ 自動車登録番号又は車両番号及び単価契約を締結した場合は契約単価を記載してください。

イ ビラの作成「様式２－２」

ウ ポスターの作成「様式２－３」

(2) 申請書の提出

申請に対して県選挙管理委員会（各地方事務局）が、「確認書」を交付するため、「申請書」は**候補者又はその代理人が直接持参**してください（申請は契約締結の届出をしたものに限られます）。

申請は**契約の相手方（契約業者等）**ごとに行い、それぞれの「申請書」には、すでに確認を受けた（又は確認申請中の）金額又は枚数を記載する必要がありますので、「申請書」の控え又は写しを保管してください。

(3) 確認書の交付

県選挙管理委員会（各地方事務局）が確認後、「確認書（様式３－１、３－２、３－３）」を交付します。

この「確認書」は**直ちに契約の相手方に渡**してください。

3 証明書の交付

- (1) 候補者が、自動車の使用等を公費負担により行うときは、次により「証明書」を作成し、契約業者等に各1部を交付しなければなりません。

ア 選挙運動用自動車の使用

- ① 一般運送契約（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約）

「様式4-1」

- ② 一般運送契約以外の契約

a 自動車の借入れ 「様式4-1」

b 燃料の供給 「様式4-2」

c 運転手の雇用 「様式4-3」

イ ビラの作成 「様式5」

ウ ポスターの作成 「様式6」

- (2) 証明書の作成等

上記「証明書」は、**契約ごとに作成**してください。

記載内容については、各様式の備考を参照してください。

- (3) 証明書の請求書への添付

候補者が契約業者等に交付した上記「証明書」は、**契約業者等が福島県に対し、代金を請求する際に添付しなければなりません。**

- (4) 選挙運動用自動車の使用（自動車借入れ・運転手）に係る証明書の留意事項

自動車を借入れた日ごと又は運転手を使用した日ごとに記載してください。

- (5) 選挙運動用自動車の使用（燃料）に係る証明書の留意事項

- 燃料供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 候補者が契約業者に「使用証明書」を交付する際には、「給油伝票の写し」を添付してください。

4 費用の請求

- (1) 契約締結の「届出」から「証明書」の交付までの事務が完了したものについて、**契約業者等**は、当該候補者が供託物を没収されないこと（開票後の選挙会で決定されます）を確認のうえ、下記により請求書を作成し、**県選挙管理委員会（各地方事務局）へ持参又は郵送**してください。

ア 選挙運動用自動車の使用		「様式 7-1」
内訳書 (ア) 一般運送契約（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約）		「様式 7-1-1」
(イ) 一般運送契約以外の契約		
a 自動車の借入れ		「様式 7-1-2 (1)」
b 燃料の供給		「様式 7-1-2 (2)」
c 運転手の雇用		「様式 7-1-2 (3)」
イ ビラの作成		「様式 7-2」
内訳書		「様式 7-2-1」
ウ ポスター作成		「様式 7-3」
内訳書		「様式 7-3-1」

- (2) 請求書の作成等
 契約ごとに 1 部作成してください。
 なお、作成は各様式の備考を参照してください。
- (3) 公費負担の限度額
 前記「1 公費負担の対象と限度額」のとおりです。
 なお、無投票の場合、選挙運動用自動車は、告示日 1 日分のみが対象となります。

- (4) 添付書類
 請求書を提出するときは、候補者から提出される「確認書」・「証明書」を添付しなければなりません。（一般運送契約による選挙運動用自動車の使用、一般運送契約以外の契約による選挙運動用自動車の使用〔自動車の借入れ、運転手の雇用〕は「確認書」不要）
また、選挙運動用自動車の使用（燃料）については、候補者から受領した「給油伝票の写し」の添付が義務づけられておりますので必ず添付するようにしてください。
なお、支払いは口座振替により行いますので、振込口座の通帳の写しを添付してください。

※「給油伝票の写し」について

下記の内容が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写し

- ・ 燃料供給を受けた日付
- ・ 燃料供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号の 4 けた
- ・ 燃料供給量
- ・ 燃料供給金額

別紙「公費負担請求に必要な給油伝票の例」を参考にしてください。

- (5) 費用の請求は、選挙終了後速やかに行います。

5 各様式における押印の取扱い

- (1) 「契約届出書」「確認申請書」「請求書」
署名又は記名押印が必要です。
- (2) 「証明書」
記名のみで、押印不要です。
- (3) 「契約書」
参考様式の提供となるため、必ずしも使用する必要はありませんが、記名押印が必要です。

6 各種届出先（契約届出書、確認申請書、請求書）

- (1) 福島市選挙区
 - 県北地方事務局（県北地方振興局企画商工部市町村支援課）
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(福島県庁北庁舎4階)
☎ (024) 521-2654
FAX (024) 521-2853
Mail kenpoku.senkyo@pref.fukushima.lg.jp
- (2) 郡山市選挙区
 - 県中地方事務局（県中地方振興局企画商工部市町村支援課）
〒963-8540 郡山市南一丁目94番地
☎ (024) 935-1214
FAX (024) 935-1228
Mail kencyu.senkyo@pref.fukushima.lg.jp
- (3) いわき市選挙区
 - いわき地方事務局（いわき地方振興局企画商工部市町村支援課）
〒970-8026 いわき市平字梅本15番地
☎ (0246) 24-6005
FAX (0246) 24-6019
Mail iwaki.senkyo@pref.fukushima.lg.jp

4 記載例参照頁一覧

種 類			参照 頁数	様式番号
選 挙 運 動 用 自 動 車	ハイヤー	レンタル		
	○		選挙運動用自動車の使用の契約届出書	12 様式1-1
	○		選挙運動用自動車運送契約書	45
		○	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	13 様式1-1
		○	選挙運動用自動車賃貸借契約書	46
		○	選挙運動用自動車燃料供給契約書	47 単価契約
		○	選挙運動用自動車燃料供給契約書	48 単価契約以外
		○	選挙運動用自動車運転契約書	49
		○	自動車燃料代確認申請書	17 様式2-1
		○	自動車燃料代確認書	21 様式3-1
	○		選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	25 様式4-1
		○	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	26 様式4-1
		○	選挙運動用自動車使用証明書(燃 料)	27 様式4-2
		○	選挙運動用自動車使用証明書(運転手)	28 様式4-3
	○		請求書(選挙運動用自動車の使用)	32 様式7-1
	○		請求内訳書	33 様式7-1-1
		○	請求書(選挙運動用自動車の使用)	34 様式7-1
		○	請求内訳書(自動車の借入)	35 様式7-1-2(1)
		○	請求書(選挙運動用自動車の使用)	36 様式7-1
		○	請求内訳書(燃料代)	37 様式7-1-2(2)
		○	請求書(選挙運動用自動車の使用)	38 様式7-1
		○	請求内訳書(運転手)	39 様式7-1-2(3)
ビ ラ	ビラ作成契約届出書		14	様式1-2
	ビラ作成契約書		50	
	ビラ作成枚数確認申請書		18	様式2-2
	ビラ作成枚数確認書		22	様式3-2
	ビラ作成証明書		29	様式5
	請求書(ビラの作成)		40	様式7-2
	請求内訳書(ビラの作成)		41	様式7-2-1
ポ ス タ ー	ポスター作成契約届出書		15	様式1-3
	ポスター作成契約書		51	
	ポスター作成枚数確認申請書		19	様式2-3
	ポスター作成枚数確認書		23	様式3-3
	ポスター作成証明書		30	様式6
	請求書(ポスターの作成)		42	様式7-3
	請求内訳書(ポスターの作成)		43	様式7-3-1

5 各種様式記載例

1 契約届出書（記載例）

候補者 → 県選管（各地方事務局）

（注） 提出先は、各選挙区を管轄する地方事務局（地方振興局企画商工部
市町村支援課）です。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

福島県選挙管理委員会委員長 様

令和 8 年 1 0 月 2 5 日 執行福島県議会議員補欠選挙（〇〇選挙区）

候補者 選挙太郎

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和 〇〇・〇〇・〇〇	〇〇市〇〇町〇番〇号 株式会社〇〇タクシー代表取締役 福島 一郎	〇〇・〇〇・〇〇 ～ 〇〇・〇〇・〇〇	〇〇〇, 〇〇〇円	
・	・	・ ～ ・	円	

2 1 に掲げる契約以外の場合（前記 1 の場合は記載不要）

	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和 ・		・ ～ ・	円	
	・		・ ～ ・	円	
燃料の供給	・		(自動車登録番号又は車両番号)	円	
	・		(自動車登録番号又は車両番号)	円	
運転手の雇用	・		・ ～ ・	円	
	・		・ ～ ・	円	

- 備考 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2 の「契約内容」の欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「燃料の供給」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 燃料の供給に係る契約について単価契約を締結した場合には、「燃料の供給」の欄の「契約金額」には契約の単価に予定数量を乗じて得た額を、「備考」には契約の単価の金額を記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

福島県選挙管理委員会委員長 様

令和 8 年 1 0 月 2 5 日 執行福島県議会議員補欠選挙（〇〇選挙区）

候補者 選 挙 太 郎

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運 送 契 約 期 間	運 送 契 約 金 額	
令和 ・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円	
・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円	

2 1 に掲げる契約以外の場合（前記 1 の場合は記載不要）

	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借 入 れ 期 間 等	契 約 金 額	
自動車の借入れ	令和 〇〇・〇〇・〇〇	〇〇市〇〇町〇番〇号 ㈱〇〇自動車工業代表取締役 福島 二郎	〇〇・〇〇・〇〇 ～ 〇〇・〇〇・〇〇	〇〇〇, 〇〇〇円	
	・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円	
燃料の供給	〇〇・〇〇・〇〇	〇〇市〇〇町〇番〇号 〇〇石油㈱ 代表取締役 福島 三郎	(自動車登録番号 又は車両番号) 福島〇〇〇 あ 〇〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇円	〇〇〇. 〇〇円 / l
	・ ・		(自動車登録番号 又は車両番号)	円	
運転手の雇用	〇〇・〇〇・〇〇	〇〇市〇〇町〇番〇号 福島 四郎	〇〇・〇〇・〇〇 ～ 〇〇・〇〇・〇〇	〇〇〇, 〇〇〇円	
	・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円	

- 備考 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2 の「契約内容」の欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「燃料の供給」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 燃料の供給に係る契約について単価契約を締結した場合には、「燃料の供給」の欄の「契約金額」には契約の単価に予定数量を乗じて得た額を、「備考」には契約の単価の金額を記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(様式 1 - 2)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

福島県選挙管理委員会委員長 様

令和 8 年 1 0 月 2 5 日 執行福島県議会議員補欠選挙 (〇〇選挙区)

候補者 選 挙 太 郎

ビラ作成の契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
		作成契約枚数	作 成 契 約 金 額	
令和 〇〇・〇〇・〇〇	福島市〇〇町〇番〇号 〇〇印刷株式会社 代表取締役 福島 四郎	〇枚	〇〇〇, 〇〇〇円	〇種類
・ ・		枚	円	
・ ・		枚	円	

- 備考 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(様式 1 - 3)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

福島県選挙管理委員会委員長 様

令和 8 年 1 0 月 2 5 日 執行福島県議会議員補欠選挙（〇〇選挙区）

候補者 選 挙 太 郎

ポスター作成の契約届出書

下記のとおりポスター作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
		作 成 契 約 枚 数	作 成 契 約 金 額	
令和 〇〇・〇〇・〇〇	〇〇市〇〇町〇番〇号 〇〇印刷株式会社 代表取締役 福島 五郎	〇〇, 〇〇〇枚	〇〇〇, 〇〇〇円	
・ ・		枚	円	

- 備考 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

2 確 認 申 請 書 （ 記 載 例 ）

候補者 → 県選管（各地方事務局）

（注）提出先は、各選挙区を管轄する地方事務局（地方振興局企画商工部
市町村支援課）です。

(様式 2 - 1)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

福島県選挙管理委員会委員長 様

令和 8 年 1 0 月 2 5 日 執行福島県議会議員補欠選挙 (〇〇選挙区)

候補者 選 挙 太 郎

自動車燃料代確認申請書

下記の自動車燃料代につき、福島県議会議員及び福島県知事選挙における選挙運動の公営に関する条例第 4 条第 2 号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

1	契 約 年 月 日	令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日
2	(1) 氏 名 又 は 名 称	〇〇石油株式会社
	(2) 住 所	〇〇市〇〇町〇番〇号
	(3) 法人の場合はその 代 表 者 の 氏 名	代表取締役 福島 三郎
3	燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は車両番号	福島 〇〇〇 あ 〇〇〇〇
4	確 認 申 請 金 額	〇〇, 〇〇〇 円

区 分	購 入 金 額	左 の う ち 確 認 済 又 は 確 認 申 請 金 額
前回までの累積金額 (A)	〇 円	〇 円
今 回 の 購 入 金 額 (B)	〇〇, 〇〇〇 円	〇〇, 〇〇〇 円
燃料代計 (A) + (B)	〇〇, 〇〇〇 円	〇〇, 〇〇〇 円
備 考	(〇〇円 〇〇銭 × 〇〇〇 l)	

- 備考
- この申請書は、燃料供給業者ごとに、別々に候補者から福島県選挙管理委員会に提出してください。
 - この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 - 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」の欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
 - 「前回までの累積金額」の欄には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
 - 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合には立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。
 - 候補者本人が提出する場合には本人確認書類の提示又提出を、その代理人が提出する場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(様式 2 - 2)

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県選挙管理委員会委員長 様

令和 8 年 1 0 月 2 5 日執行福島県議会議員補欠選挙 (〇〇選挙区)

候補者 選 挙 太 郎

ビラ作成枚数確認申請書

下記のビラ作成枚数につき、福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例第 8 条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1	契 約 年 月 日	令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日
2	(1) 氏 名 又 は 名 称	〇〇印刷株式会社
	(2) 住 所	〇〇市〇〇町〇番〇号
	(3) 法人の場合はその 代 表 者 の 氏 名	代表取締役 福島 四郎
3	確 認 申 請 枚 数	〇〇, 〇〇〇 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	〇〇, 〇〇〇 枚	〇〇, 〇〇〇 枚
今 回 の 枚 数(b)	〇〇, 〇〇〇 枚	〇〇, 〇〇〇 枚
枚 数 計 (a) + (b)	〇〇, 〇〇〇 枚	〇〇, 〇〇〇 枚
備 考		(〇 種類 〇〇, 〇〇〇 枚)

備 考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から福島県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(様式 2 - 3)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

福島県選挙管理委員会委員長 様

令和 8 年 1 0 月 2 5 日 執行福島県議会議員補欠選挙 (〇〇選挙区)

候補者 選 挙 太 郎

ポスター作成枚数確認申請書

下記のポスター作成枚数につき、福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例第 1 1 条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1	契 約 年 月 日	令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日
2	(1) 氏 名 又 は 名 称	〇〇印刷株式会社
	(2) 住 所	〇〇市〇〇町〇番〇号
	(3) 法人の場合はその 代 表 者 の 氏 名	代表取締役 福島 五郎
3	確 認 申 請 枚 数	〇〇, 〇〇〇 枚

区 分	作 成 枚 数	左 の う ち 確 認 済 又 は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積枚数 (A)	〇 枚	〇 枚
今 回 の 枚 数 (B)	〇〇, 〇〇〇 枚	〇〇, 〇〇〇 枚
枚数計 (A) + (B)	〇〇, 〇〇〇 枚	〇〇, 〇〇〇 枚
備 考		

- 備考
- この申請書は、ポスター作成業者ごとに、別々に候補者から福島県選挙管理委員会に提出してください。
 - この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 - 「前回までの累積枚数」の欄には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
 - 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

3 確 認 書 （ 記 載 例 ）

県選管（各地方事務局）→ 候補者 → 契約業者等

注意 この様式は、

県選挙管理委員会（各地方事務局）が
交付するものです。

(様式3-1)

確認番号第 ○ 号

自動車燃料代確認書

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定により、下記の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認します。

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

福島県選挙管理委員会委員長 ○ ○ ○ ○ 印

記

- 1 令和8年10月25日執行福島県議会議員補欠選挙（○○選挙区）
- 2 候補者の氏名 選 挙 太 郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
福島 ○○○ あ ○○○○
- 4 確認金額 ○○, ○○○ 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともにこの確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるものは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られます。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、福島県に支払を請求することはできません。

(様式3-2)

確認番号第 ○ 号

ビラ作成枚数確認書

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定により、下記のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

福島県選挙管理委員会委員長 ○ ○ ○ ○ 印

記

1 令和8年10月25日執行福島県議会議員補欠選挙（○○選挙区）

2 候補者の氏名 選 挙 太 郎

3 確認枚数 ○○, 000 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、福島県に支払を請求することはできません。

(様式 3 - 3)

確認番号第 〇 号

ポスター作成枚数確認書

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例第 11 条の規定により、下記のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

福島県選挙管理委員会委員長 〇 〇 〇 〇 印

記

1 令和 8 年 10 月 25 日執行福島県議会議員補欠選挙（〇〇選挙区）

2 候補者の氏名 選 挙 太 郎

3 確認枚数 〇〇, 〇〇〇 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、福島県に支払を請求することはできません。

4 証 明 書 （ 記 載 例 ）

候補者 → 契約業者等

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 00 年 00 月 00 日

令和 8 年 1 0 月 2 5 日執行福島県議会議員補欠選挙（00選挙区）

候補者 選 挙 太 郎

記

運送等契約区分 該当する番号に○印 をしてください。	① 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	2 上記 1 に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあってはその代表者の氏名	00市00町0番0号 株式会社00タクシー 代表取締役 福島一郎		
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等 年 月 日	運送等金額	備 考
小型乗用車福島00あ00000	令和 00 年 0 月 00 日	00, 000 円	※ 実際に使用した日（1額） （同日記載あり） （同日記載あり） （同日記載あり） （同日記載あり） （同日記載あり） （同日記載あり） （同日記載あり） （同日記載あり） （同日記載あり）
〃	00 〃 0 〃 00	00, 000	
〃	00 〃 0 〃 00	00, 000	
〃	00 〃 0 〃 00	00, 000	
〃	00 〃 0 〃 00	00, 000	
〃	00 〃 0 〃 00	00, 000	
〃	00 〃 0 〃 00	00, 000	
〃	00 〃 0 〃 00	00, 000	
〃	00 〃 0 〃 00	00, 000	
〃	00 〃 0 〃 00	00, 000	

- 備 考
- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
 - 運送事業者等が福島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、福島県に支払を請求することはできません。
 - 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64, 500 円
(2) (1) 以外の場合 16, 100 円
 - 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」の欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」の欄の 2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
 - 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
 - 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、福島県に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 00 年 00 月 00 日

令和 8 年 1 0 月 2 5 日執行福島県議会議員補欠選挙（00選挙区）

候補者 選 挙 太 郎

記

運送等契約区分 該当する番号に○印 をしてください。	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	② 上記 1 に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあってはその代表者の氏名		00市00町0番0号 株式会社00自動車工業 代表取締役 福島二郎	
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
小型乗用車福島00あ00000	令和 00 年 0 月 00 日	00, 000 円	※ 実際に使用した日（1額） 実日（1額） 同日（1額） 記載（1額） した（1額） と（1額） 。 (1額)
〃	00 年 0 月 00 日	00, 000 円	
〃	00 年 0 月 00 日	00, 000 円	
〃	00 年 0 月 00 日	00, 000 円	
〃	00 年 0 月 00 日	00, 000 円	
〃	00 年 0 月 00 日	00, 000 円	
〃	00 年 0 月 00 日	00, 000 円	
〃	00 年 0 月 00 日	00, 000 円	
〃	00 年 0 月 00 日	00, 000 円	
〃	00 年 0 月 00 日	00, 000 円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が福島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、福島県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64, 500 円
(2) (1) 以外の場合 16, 100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」の欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」の欄の 2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、福島県に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

令和 8 年 1 0 月 2 5 日 執行 福島県議会議員補欠選挙（〇〇選挙区）

候補者 選 挙 太 郎

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		〇〇市〇〇町〇番〇号 〇〇石油株式会社 代表取締役 福島三郎		
燃 料 供 給 年 月 日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃 料 供 給 金 額	備 考
令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	福島〇〇あ〇〇〇〇	〇〇 ℓ	〇, 〇〇〇 円	※ 単価 〇〇〇 円 〇〇 銭 実際に供給した日ごとに記載すること。
〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	
〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	
〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	
〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	
〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	
〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	
〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	
〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	
〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	〃	〇〇	〇, 〇〇〇	

備 考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」の欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」の欄、「燃料供給量」の欄及び「燃料供給金額」の欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が福島県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、福島県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

令和 8 年 1 0 月 2 5 日 執行福島県議会議員補欠選挙（〇〇選挙区）

候補者 選 挙 太 郎

記

運 転 手	氏 名		〇〇市〇〇町〇番〇号	
	住 所		福島 四郎	
雇 用 年 月 日			報 酬 の 額	備 考
令和	年	月 日	〇〇, 〇〇〇 円	※ 実際 に使用した日ごとに（1 日当 たちの金額が同じであっても）記載 すること。
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇, 〇〇〇	
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇, 〇〇〇	
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇, 〇〇〇	
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇, 〇〇〇	
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇, 〇〇〇	
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇, 〇〇〇	
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇, 〇〇〇	
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇, 〇〇〇	
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇, 〇〇〇	

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が福島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、福島県に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 5 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、福島県に支払を請求することはできません。

(様式5)

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

令和8年10月25日執行福島県議会議員補欠選挙（〇〇選挙区）

候補者 選挙太郎

記

ビラ作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	氏名又は 名称 住所 法人の代表 者の氏名	〇〇印刷株式会社 〇〇市〇〇町〇番〇号 代表取締役 福島四郎
作成枚数	〇〇, 〇〇〇 枚	
作成金額	〇〇〇, 〇〇〇 円	
備考		

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が福島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、福島県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

ア 福島県議会議員選挙の場合

16,000枚

イ 福島県知事選挙の場合

100,000枚 + 15,000枚 × (福島県内の衆議院小選挙区選出議員選挙区の数 - 1)。ただし、300,000枚を超える場合にあっては、300,000枚

(2) 限度額

ア 確認されたビラの作成枚数が50,000枚以下の場合

8円38銭 × 確認された作成枚数 = 限度額

イ 確認されたビラの作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{419,000円 + 5円62銭 \times (当該作成枚数 - 50,000)}{当該作成枚数} = \text{単価} \cdots 1\text{銭未満の端数は切り上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

(様式 6)

ポスター作成証明書

下記のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

令和 8 年 1 0 月 2 5 日 執行福島県議会議員補欠選挙 (〇〇選挙区)

候補者 選挙太郎

記

ポスター作成業者の氏名又は	氏名又は 名 称	〇〇印刷株式会社
名称及び住所並びに法人に	住 所	〇〇市〇〇町〇番〇号
あってはその代表者の氏名	法人の代表 者の氏名	代表取締役 福島五郎
作 成 枚 数	〇〇, 〇〇〇 枚	
作 成 金 額	〇〇〇, 〇〇〇 円	
当該選挙区(当該選挙が行われる 区域)におけるポスター掲示場数	〇, 〇〇〇 箇所	

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が福島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、福島県に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限 度 額

ア 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合
$$\frac{316,250\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots (1\text{円未満の端数は切上げ})$$

単価×確認された作成枚数=限度額

イ 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場の数が500を超える場合
$$\frac{609,690\text{円} + 30\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots (1\text{円未満の端数は切上げ})$$

単価×確認された作成枚数=限度額

5 請 求 書 （ 記 載 例 ）

契 約 業 者 等 → 県 選 管 （ 地 方 事 務 局 ）

（注）提出先は、各選挙区を管轄する地方事務局（地方振興局企画商工部
市町村支援課）です。

(様式 7 - 1)

請 求 書

(選 挙 運 動 用 自 動 車 の 使 用)

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県知事 様

住 所 〇〇市〇〇町〇番〇号

氏名又は名称 株式会社〇〇タクシー

法人の場合はその代表者の氏名 代表取締役 福島 一郎

電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請 求 金 額 〇〇〇, 〇〇〇 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和8年10月25日執行福島県議会議員補欠選挙(〇〇選挙区)
- 4 候補者の氏名 選挙太郎
- 5 金融機関名、口座名、口座番号等

金 融 機 関 名	〇〇銀行	本 ・ 支 店 名	〇〇支店
金 融 機 関 コード	〇〇〇〇	支 店 コード	〇〇〇
預 金 種 別	普通	口 座 番 号	〇〇〇〇〇〇〇
ふ り が な	かぶしかいしゃ まるまるたくしー だいひょうとりしまりやく ふくしまいろう		
口 座 名	株式会社 〇〇タクシー 代表取締役 福島一郎		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代を請求するときは、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、福島県に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。
- 4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 5 請求にあたっては、振込口座の通帳の写しを添付してください。

(様式 7 - 1 - 1)

請求内訳書

[一般乗用旅客自動車運送事業者との
運送契約により自動車を使用した場合]

候補者氏名 選 学 太 郎

使 用 年 月 日	運 送 金 額 (A)	基 準 限 度 額 (B)	請 求 金 額	備 考
令和 00 年 00 月 00 日	円 台 円 $00,000 \times 1 = 00,000$	円 台 円 $64,500 \times 1 = 64,500$	00,000円	
令和 00 年 00 月 00 日	$00,000 \times 1 = 00,000$	$64,500 \times 1 = 64,500$	00,000円	
令和 00 年 00 月 00 日	$00,000 \times 1 = 00,000$	$64,500 \times 1 = 64,500$	00,000円	
令和 00 年 00 月 00 日	$00,000 \times 1 = 00,000$	$64,500 \times 1 = 64,500$	00,000円	
令和 00 年 00 月 00 日	$00,000 \times 1 = 00,000$	$64,500 \times 1 = 64,500$	00,000円	
令和 00 年 00 月 00 日	$00,000 \times 1 = 00,000$	$64,500 \times 1 = 64,500$	00,000円	
令和 00 年 00 月 00 日	$00,000 \times 1 = 00,000$	$64,500 \times 1 = 64,500$	00,000円	
令和 00 年 00 月 00 日	$00,000 \times 1 = 00,000$	$64,500 \times 1 = 64,500$	00,000円	
令和 00 年 00 月 00 日	$00,000 \times 1 = 00,000$	$64,500 \times 1 = 64,500$	00,000円	
計			000,000円	

備考 「請求金額」欄には、(A)と(B)とを比較して少ない方の額を記載してください。

(様式 7 - 1)

請 求 書

(選 挙 運 動 用 自 動 車 の 使 用)

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県知事 様

住 所 〇〇市〇〇町〇番〇号

氏名又は名称 〇〇自動車工業

法人の場合はその代表者の氏名 代表取締役 福島 二郎

電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請 求 金 額 〇〇〇, 〇〇〇 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和8年10月25日執行福島県議会議員補欠選挙(〇〇選挙区)
- 4 候補者の氏名 選挙太郎
- 5 金融機関名、口座名、口座番号等

金 融 機 関 名	〇〇銀行	本 ・ 支 店 名	〇〇支店
金 融 機 関 コ ー ド	〇〇〇〇	支 店 コ ー ド	〇〇〇
預 金 種 別	普通	口 座 番 号	〇〇〇〇〇〇〇
ふ り が な	かぶしかいしゃまるまるじどうしゃこうぎょうだいひょうとりしまりやくふくしまじろう		
口 座 名	株式会社 〇〇自動車工業 代表取締役 福島二郎		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代を請求するときには、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、福島県に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。
- 4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 5 請求にあたっては、振込口座の通帳の写しを添付してください。

(様式 7 - 1 - 2 (1))

請 求 内 訳 書

[一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者
との契約により自動車を使用した場合]

(1) 自 動 車 の 借 入 れ

候補者氏名 選 学 太 郎

使 用 年 月 日	借入れ金額 (A)	基準限度額 (B)	請 求 金 額	備 考
令和 00 年 00 月 00 日	円 台 円 $00,000 \times 1 = 00,000$	円 16,100	00,000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	$00,000 \times 1 = 00,000$	16,100	00,000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	$00,000 \times 1 = 00,000$	16,100	00,000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	$00,000 \times 1 = 00,000$	16,100	00,000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	$00,000 \times 1 = 00,000$	16,100	00,000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	$00,000 \times 1 = 00,000$	16,100	00,000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	$00,000 \times 1 = 00,000$	16,100	00,000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	$00,000 \times 1 = 00,000$	16,100	00,000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	$00,000 \times 1 = 00,000$	16,100	00,000 円	
計			000,000 円	

備考 「請求金額」欄には、(A)と(B)とを比較して少ない方の額を記載してください。

(様式 7 - 1)

請 求 書

(選 挙 運 動 用 自 動 車 の 使 用)

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県知事 様

住 所 〇〇市〇〇町〇番〇号

氏名又は名称 〇〇石油株式会社

法人の場合はその代表者の氏名 代表取締役 福島 三郎

電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 〇〇〇, 〇〇〇 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和8年10月25日執行福島県議会議員補欠選挙(〇〇選挙区)
- 4 候補者の氏名 選挙太郎
- 5 金融機関名、口座名、口座番号等

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	まるまるせきゆかぶしきかいしゃ だいひょうとりしまりやく ふくしまさぶろう		
口座名	〇〇石油株式会社 代表取締役 福島三郎		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代を請求するときは、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、福島県に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。
- 4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 5 請求にあたっては、振込口座の通帳の写しを添付してください。

(様式 7 - 1 - 2 (2))

請求内訳書

[一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者
との契約により自動車を使用した場合]

(2) 燃料代

候補者氏名 選挙太郎

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
令和00年00月00日	福島000 あ0000	円 0 円 000×00=0,000			
令和00年00月00日	福島000 あ0000	000×00=0,000			
令和00年00月00日	福島000 あ0000	000×00=0,000			
令和00年00月00日	福島000 あ0000	000×00=0,000			
令和00年00月00日	福島000 あ0000	000×00=0,000			
令和00年00月00日	福島000 あ0000	000×00=0,000			
令和00年00月00日	福島000 あ0000	000×00=0,000			
令和00年00月00日	福島000 あ0000	000×00=0,000			
令和00年00月00日	福島000 あ0000	000×00=0,000			
令和00年00月00日	福島000 あ0000	000×00=0,000			
計		00,000円	00,000円	00,000円	

備考

- 「基準限度額 (B)」の「計」には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、「販売金額 (A)」の欄の「計」と「基準限度額 (B)」の欄の「計」とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」の欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」の欄及び「販売金額 (A)」の欄は、燃料の販売年月日ごとに記載してください。

請 求 書

(選 挙 運 動 用 自 動 車 の 使 用)

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県知事 様

住 所 〇〇市〇〇町〇番〇号

氏名又は名称 福島 四郎

法人の場合はその代表者の氏名

電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 〇〇〇, 〇〇〇 円
2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
3 令和8年10月25日執行福島県議会議員補欠選挙(〇〇選挙区)
4 候補者の氏名 選挙 太郎
5 金融機関名、口座名、口座番号等

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	ふくしま しろう		
口座名	福島 四郎		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代を請求するときは、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、福島県に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。
- 4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 5 請求にあたっては、振込口座の通帳の写しを添付してください。

(様式 7 - 1 - 2 (3))

請 求 内 訳 書

[一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者
との契約により自動車を使用した場合]

(3) 運 転 手

候補者氏名 選 挙 太 郎

雇 用 年 月 日	報 酬 (A)	基準限度額 (B)	請 求 金 額	備 考
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	1 2, 5 0 0 円	00, 000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	1 2, 5 0 0 円	00, 000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	1 2, 5 0 0 円	00, 000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	1 2, 5 0 0 円	00, 000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	1 2, 5 0 0 円	00, 000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	1 2, 5 0 0 円	00, 000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	1 2, 5 0 0 円	00, 000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	1 2, 5 0 0 円	00, 000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	1 2, 5 0 0 円	00, 000 円	
令和 00 年 00 月 00 日	00, 000 円	1 2, 5 0 0 円	00, 000 円	
計			000, 000 円	

備考 「請求金額」欄には、(A)と(B)とを比較して少ない方の額を記載してください。

(様式 7 - 2)

請 求 書

(ビ ラ の 作 成)

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

福島県知事 内 堀 雅 雄 様

住 所 福島市 〇〇町 〇番 〇号

氏名又は名称 〇〇印刷株式会社

法人の場合はその
代表者の氏名 代表取締役 福島 四郎

電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例第 8 条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額 〇〇〇, 〇〇〇 円

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 令和 8 年 1 0 月 2 5 日執行福島県議会議員補欠選挙 (〇〇選挙区)

4 候補者の氏名 選挙 太郎

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	まるまるいんさつかぶしかいしゃ だいひょうとりしまりやく ふくしましろう		
口座名	〇〇印刷株式会社 代表取締役 福島四郎		

備考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、福島県に支払を請求することはできません。

請 求 内 訳 書

(ビ ラ の 作 成)

候補者氏名 選 挙 太 郎

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価	枚 数	金 額	単 価	枚 数	金 額	単 価	枚 数	金 額	
(A)	(B)	(A) × (B) = (C)	(D)	(E)	(D) × (E) = (F)	(G)	(H)	(G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
0. 00	000, 000	000, 000	8. 38	000, 000	000, 000	0. 00	000, 000	000, 000	

備 考

1 「単価 (D)」の欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認されたビラの作成枚数が50,000枚以下の場合

8円38銭

(2) 確認されたビラの作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{419,000\text{円} + 5\text{円}62\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価} \cdots 1\text{銭未満の端数は切り上げ}$$

2 「枚数 (E)」の欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 「単価 (G)」の欄には、(A) と (D) とを比較して少ない方の額を記載してください。

4 「枚数 (H)」の欄には、(B) と (E) とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(様式 7 - 3)

請 求 書

(ポスターの作成)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

福島県知事様

住所 福島市〇〇町〇番〇号

氏名又は名称 〇〇印刷株式会社

法人の場合はその代表者の氏名 代表取締役 福島 五郎

電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 請求金額 〇〇〇, 〇〇〇 円
- 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 令和8年10月25日執行福島県議会議員補欠選挙(〇〇選挙区)
- 候補者の氏名 選挙太郎
- 金融機関名、口座名、口座番号等

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	まるまるいんさつかぶしかいしゃ だいひょうとりしまりやく ふくしまごろう		
口座名	〇〇印刷株式会社 代表取締役 福島五郎		

備考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、福島県に支払を請求することはできません。
- 請求にあたっては、振込口座の通帳の写しを添付してください。

(様 式 7 - 3 - 1)

請 求 内 訳 書

(ポ ス タ ー の 作 成)

候補者氏名 選 挙 太 郎

選 挙 区 (選挙が行われる 区域) における ポスター 掲示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
0,000	000	0,000	0,000,000	000	0,000	0,000,000	000	0,000	0,000,000	

備考 1 「選挙区（選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 「単価（D）」欄には、次により算出した額を記載してください。

（1）当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\text{単価} = \frac{316,250\text{円} + 586\text{円} \times 88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \quad \cdot \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

（2）当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\text{単価} = \frac{609,690\text{円} + 30\text{円} \times 73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \quad \cdot \cdot \cdot 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

3 「枚数（E）」欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 「単価（G）」欄には、（A）と（D）とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 「枚数（H）」欄には、（B）と（E）とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

6 契 約 書 見 本 （ 記 載 例 ）

既存の契約書様式がある場合は、それを使用しても結構です。

この場合にも契約の一方の当事者は候補者本人であり、その申込意思と
契約業者等の承諾意思が契約書に明示されていることが必要です。

印紙税額 (参考)	記載された契約金額が1万円未満 1万円以上10万円以下 10万円を超え50万円以下 50万円を超え100万円以下	非課税 200円 400円 1千円
--------------	---	----------------------------



選挙運動用自動車運送契約書

福島県議会議員補欠選挙（〇〇選挙区）候補者 **選挙太郎**（以下「甲」という。）と**株式会社〇〇タクシー代表取締役 福島一郎**（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

- 使用目的
公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用する。
- 自動車の種類及び登録番号又は車両番号
小型乗用自動車 福島〇〇〇あ〇〇〇〇
- 台 数 **1台**
- 使用期間
令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの **〇〇日間**
- 契約金額 **〇〇〇, 〇〇〇円**（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 **〇〇, 〇〇〇円**）

内 訳 1日 **〇〇, 〇〇〇円** × **〇〇日間**

- 請求及び支払
この契約に基づく契約金額について、乙は福島県議会議員及び福島県知事の選挙における公営に関する条例に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額の全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 福島県議会議員補欠選挙（〇〇選挙区）候補者

住 所 **〇〇市〇〇町〇番〇号**

氏 名 **選挙太郎** ㊟

乙 住 所 **〇〇市〇〇町〇番〇号**

名 称 **株式会社〇〇タクシー** 社 判

代 表 者 **代表取締役 福島 一郎** 代表者之印

選挙運動用自動車賃貸借契約書

福島県議会議員補欠選挙（〇〇選挙区）候補者 **選挙太郎**（以下「甲」という。）と**株式会社〇〇自動車工業代表取締役 福島二郎**（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的
公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用する。
- 2 自動車の種類及び登録番号又は車両番号
小型乗用自動車 福島〇〇〇あ〇〇〇〇
- 3 台 数 **1** 台
- 4 使用期間
令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの **〇〇**日間
- 5 契約金額 **〇〇〇, 〇〇〇**円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 **〇, 〇〇〇**円）

内 訳 1 日 **〇〇, 〇〇〇**円 × **〇〇**日間

- 6 請求及び支払
この契約に基づく契約金額について、乙は福島県議会議員及び福島県知事の選挙における公営に関する条例に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額の全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 福島県議会議員補欠選挙（〇〇選挙区）候補者

住 所 **〇〇市〇〇町〇番〇号**

氏 名 **選挙太郎** ㊟

乙 住 所 **〇〇市〇〇町〇番〇号**

名 称 **株式会社〇〇自動車工業** 社 判

代 表 者 **代表取締役 福島 二郎** 代表者之印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

(単価契約用)

福島県議会議員補欠選挙（〇〇選挙区）候補者 **選挙太郎**（以下「甲」という。）と**〇〇石油株式会社代表取締役 福島三郎**（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

- 1 燃料供給を受ける自動車の種類及び登録番号又は車両番号
小型乗用自動車 福島〇〇〇あ〇〇〇〇
- 2 供給する期間
令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの **〇〇**日間
- 3 契約油種 **レギュラーガソリン**
- 4 契約単価 1 リットル当たり **〇〇〇. 〇〇**円（税込み）
- 5 購入予定数量 **〇〇〇リットル**
- 6 購入予定金額 **〇〇, 〇〇〇**円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 **〇, 〇〇〇**円）

7 請求及び支払

この契約に基づく単価に上記2の期間中、甲が購入した数量を乗じた額（以下、「購入金額」）について、乙は福島県議会議員及び福島県知事の選挙における公営に関する条例に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、福島県に請求する金額が、購入金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、購入金額の全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 福島県議会議員補欠選挙（〇〇選挙区）候補者

住 所 〇〇市〇〇町〇番〇号

氏 名 **選挙太郎** ㊟

乙 住 所 〇〇市〇〇町〇番〇号

名 称 **〇〇石油株式会社** 社 判

代 表 者 **代表取締役 福島 三郎** 代表者之印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

(単価契約以外用)

福島県議会議員補欠選挙（〇〇選挙区）候補者 **選挙太郎**（以下「甲」という。）と**〇〇石油株式会社代表取締役 福島三郎**（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

- 1 燃料供給を受ける自動車の種類及び登録番号又は車両番号
小型乗用自動車 福島〇〇〇あ〇〇〇〇
- 2 供給する期間
令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの **〇〇**日間
- 3 契約油種 **レギュラーガソリン**
- 4 契約金額 **〇〇, 〇〇〇**円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 **〇, 〇〇〇**円）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額について、乙は福島県議会議員及び福島県知事の選挙における公営に関する条例に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は福島県には請求ができない。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 福島県議会議員補欠選挙（〇〇選挙区）候補者

住 所 **〇〇市〇〇町〇番〇号**

氏 名 **選挙太郎** ㊟

乙 住 所 **〇〇市〇〇町〇番〇号**

名 称 **〇〇石油株式会社** 社判

代 表 者 **代表取締役 福島 三郎** 代表者之印

選挙運動用自動車運転契約書

福島県議会議員補欠選挙（〇〇選挙区）候補者 **選挙太郎**（以下「甲」という。）と **福島四郎**（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

- 1 自動車の種類及び登録番号又は車両番号
小型乗用自動車 福島〇〇〇あ〇〇〇〇
- 2 運転する期間
令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの 〇〇日間
- 3 契約金額 **〇〇〇, 〇〇〇円**
内 訳 1日 **〇〇, 〇〇〇円** × 〇〇日間

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額について、乙は福島県議会議員及び福島県知事の選挙における公営に関する条例に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額の全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 福島県議会議員補欠選挙（〇〇選挙区）候補者

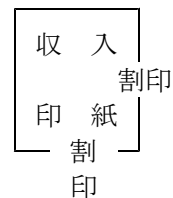
住 所 **〇〇市〇〇町〇番〇号**

氏 名 **選挙太郎** ㊟

乙 住 所 **〇〇市〇〇町〇番〇号**

氏 名 **福島四郎** ㊟

印紙税額 (参考)	記載された契約金額が1万円未満 1万円以上100万円以下 100万円を超え200万円以下 200万円を超え300万円以下	非課税 200円 400円 1千円
--------------	---	----------------------------



ビラ作成契約書

福島県議会議員補欠選挙（〇〇選挙区）候補者 **選挙太郎**（以下「甲」という。）と**〇〇印刷株式会社代表取締役福島四郎**（以下「乙」という。）は、選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

- 品名
公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラ
- 数量
〇〇, 〇〇〇枚
- 契約金額
〇〇〇, 〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額〇〇, 〇〇〇円）
（税込単価 〇円〇〇銭）
- 納入期限
令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、甲が公職選挙法第142条第11項の規定により選挙運動用ビラを無料で作成することができる場合は、公職選挙法施行令第109条の8の規定に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額の全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 福島県議会議員補欠選挙（〇〇選挙区）候補者

住 所 **福島市〇〇町〇番〇号**

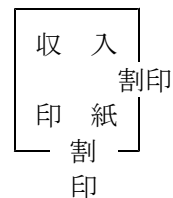
氏 名 **選挙太郎** ㊟

乙 住 所 **福島市〇〇町〇番〇号**

名 称 **〇〇印刷株式会社** 社 判

代 表 者 **代表取締役 福島 四郎** 代表者之印

印紙税額 (参考)	記載された契約金額が1万円未満 1万円以上100万円以下 100万円を超え200万円以下 200万円を超え300万円以下	非課税 200円 400円 1千円
--------------	---	----------------------------



ポスター作成契約書

福島県議会議員補欠選挙（〇〇選挙区）候補者 **選挙太郎**（以下「甲」という。）と**〇〇印刷株式会社代表取締役 福島五郎**（以下「乙」という。）は、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

- 品 名
公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター
- 数 量
〇, 〇〇〇 枚
- 契約金額
〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額〇〇, 〇〇〇円）
（税込単価 〇〇〇円〇〇銭）
- 納入期限
令和〇〇年〇〇月〇〇日

- 請求及び支払
この契約に基づく契約金額について、乙は福島県議会議員及び福島県知事選挙における公営に関する条例に基づき福島県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
なお、福島県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額の全額を速やかに支払うものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 福島県議会議員補欠選挙（〇〇選挙区）候補者

住 所 〇〇市〇〇町〇番〇号

氏 名 **選挙太郎** ㊟

乙 住 所 〇〇市〇〇町〇番〇号

名 称 〇〇印刷株式会社 社判

代 表 者 **代表取締役 福島 五郎** 代表者之印

公費負担請求に必要な給油伝票の例

【例1】

給油伝票を受け取ったときは、記載漏れがないか必ず確認してください。

燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号の記載。

※ 登録番号の記載がない場合、事業者の手書きで記載。

選挙運動期間中の供給年月日の記載。

納品書 有限会社△△石油			
〇〇〇〇 様 〒〇〇〇-〇〇			
区△△町△-△-△			
〇〇〇〇-〇〇〇〇			
日付		登録番号	
H〇〇.〇〇.〇〇		品川〇〇わ〇〇〇〇	
商品名	数量	単価	金額
レギュラーガソリン	25.3ℓ	110円	2,783円

燃料供給金額の記載。

燃料供給量の記載。

【例2】

納品書

〇〇年〇〇月〇〇日

売上

〇〇〇〇 様

登録番号

品川〇〇わ〇〇〇〇

レギュラーガソリン

25.3ℓ

@110 ¥2,783

合計 ¥2,783

有限会社△△石油
△△区△△町△-△-△
△

In 〇〇〇〇〇-〇〇〇〇

選挙運動期間中の供給年月日の記載。

燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号の記載。

※ 登録番号の記載がない場合、事業者の手書きで記載。

燃料供給量の記載。

燃料供給金額の記載。